

実務経験により主任技術者資格を有する者の資格確認方法について（通知）

本市（上下水道局を除く。）が発注する予定価格250万円超の建設工事における、実務経験により主任技術者資格を有する者の資格確認方法について、これまで、事後審査において「技術者等経歴書」の提出を求めておりましたが、令和4年4月1日以降に発注する案件から「技術者等実務経験誓約書」に変更します。

入札参加に当たっては、配置予定技術者が建設業法第26条の規定による主任技術者資格に該当する者であるか、十分に確認を行ってください。

【参考】

技術者等実務経験誓約書の様式は「事後審査書類（市長事務部局等）」のページに掲載しています。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/hacchujoho/jigoshinsa.html>